

関係各位

とちぎテレビと栃木放送が 県内全 25 市町と「災害協定」締結へ

株式会社とちぎテレビ（代表取締役社長 吉澤文夫）と株式会社栃木放送（代表取締役社長 竹澤一夫）は、栃木県内全 25 市町と「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を初めて締結することになりました。9 月 2 日には、那須塩原市（阿久津憲二市長）と協定書の調印式を行い、那須塩原市を皮切りに、残る 24 市町とも順次、同様の協定を締結します。

協定は、災害対策基本法第 57 条の規定（別紙参照）に基づき締結します。県内で最近相次いでいる突風や竜巻、ゲリラ豪雨、地震等の災害の発生を踏まえ、とちぎテレビと栃木放送が県内全市町と今春から協議してきました。災害が発生、または発生する恐れがある場合、自治体は両社に放送を要請し、両社は放送等の持つ速報性を生かして迅速かつ確実にその内容を県民に伝えるものです。テレビ、ラジオといった身近なメディアを通じて県民が地域の安全、安心に関わる情報を入手できます。また、隣接する自治体や他地域の災害状況等を把握することもできます。

1. 調印式の日時 2014 年 9 月 2 日（火）午後 1 時から
2. 調印式の会場 那須塩原市本庁舎 303 会議室
3. 調印式の出席者 那須塩原市 阿久津憲二市長
 とちぎテレビ社長 吉澤 文夫
 栃木放送社長 竹澤 一夫



本件に関するお問い合わせは

報道制作局 菊池幸男 TEL:028-623-0031（代表）